

令和5年7月31日

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の権限の委任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の権限に属する事務の一部を協議会の会長（以下「会長」という。）に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 協議会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を会長に委任する。

(1) 次に掲げる予定価格が2000万円以下の契約に関する事務

ア 請負により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。

イ 物件の買入れ又は借入れに関すること。

(2) 予算の執行に関する事務

(3) 相談役の報酬の額並びに相談役及び関係者の費用弁償の額の決定に関する事務

2 会長は、協議会の委員から前項の規定により委任された事務（以下「委任事務」という。）に関する報告の求めがあったときは、当該委員が必要と認める事項を協議会に報告しなければならない。

(協議会の決定の求め)

第3条 会長は、委任事務について特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、その理由を明らかにして協議会にその決定を求めることができる。

附 則

この規定は、令和5年7月31日から施行する。